

日本専門医機構専門医に係る更新及び専門医共通講習及び 形成外科領域講習についての公示

2016年7月20日
 一般社団法人 日本形成外科学会
 理事長 細川 互
 一般社団法人 日本専門医機構
 形成外科領域専門医委員会
 代表 朝戸 裕貴

1. 専門医更新

2015年度より日本専門医機構による専門医更新審査・登録が開始され、当初の5年間は移行措置が設けられています。5年間（2015年度～2019年度）の移行措置期間の間は「学会専門医」、「機構専門医」どちらかの更新を選択していただきます。後述の「専門研修指導医資格」が必要ない場合は、従前の「学会専門医」として更新いただいて支障はありません。

2016年度以降の日本形成外科学会専門医更新審査については、6月号に掲載の「専門医資格更新審査についての公示」などをご確認の上、ご自身の更新年度における必要単位数を再度ご確認くださいませすようお願いいたします。

■移行措置：各更新時期における新更新基準部分の必要単位一覧表

項目	完全移行後の 機構認定専門 医更新基準 取得単位	学会専門医の各更新時期において必要となる 新更新基準部分の取得単位			
		2016年度 (2017年1月)	2017年度 (2018年1月)	2018年度 (2019年1月)	2019年度 (2020年1月)
i) 診療実績の証明	100 症例	20 症例	40 症例	60 症例	80 症例
	10 単位	2 単位	4 単位	6 単位	8 単位
ii) 専門医共通講習	最小 5 単位	最小 1	最小 2	最小 3	最小 4
	最大 10 単位	最大 2	最大 4	最大 6	最大 8
	(うち必修講習 3 単位以上)	(必修講習 義務なし)	(必修講習 1 単位以上)	(必修講習 2 単位以上)	(必修講習 3 単位以上)
iii) 形成外科領域講習	最小 20 単位	最小 4	最小 8	最小 12	最小 16
iv) 学術業績・診療以外の 活動業績	3～10 単位	1～2 単位	1～4 単位	2～6 単位	2～8 単位
新基準合計単位数	50 単位	10 単位	20 単位	30 単位	40 単位
旧基準による獲得点数		120 点	90 点	60 点	30 点

新専門医制度の専門研修指導医資格の要件は、2021年3月までは1回以上更新した「学会専門医」でも可能ですが、2021年4月以降は認められませんので、2016年度～2019年度対象者で2021年4月以降引き続き専門研修指導医資格が必要な方は、必ず「機構専門医」での更新をお願いします。

従来の学会の専門医更新基準は満たすものの移行措置の条件を満たさない方は、従来の学会専門医として更新していただくこととなりますが、1年後に機構専門医として更新し直すことが可能です。

また、形成外科領域においては、連続して4回以上資格更新を行った専門医には5回目の更新から診療実績記録の症例数において不足する単位分を、形成外科領域講習受講による単位で補てんすることができるものとします（合計50単位は不変）。

なお、日本専門医機構は「医籍登録番号」を基に専門医の管理を行います。すでに、学会ホームページの入力フォームを使用した医籍登録番号の登録を行っていただいておりますが、未だ登録されていない方は早めに手続きを行って下さい。

入力フォーム先：http://www.jsprs.or.jp/member/members_1/

2. 専門医共通講習及び形成外科領域講習

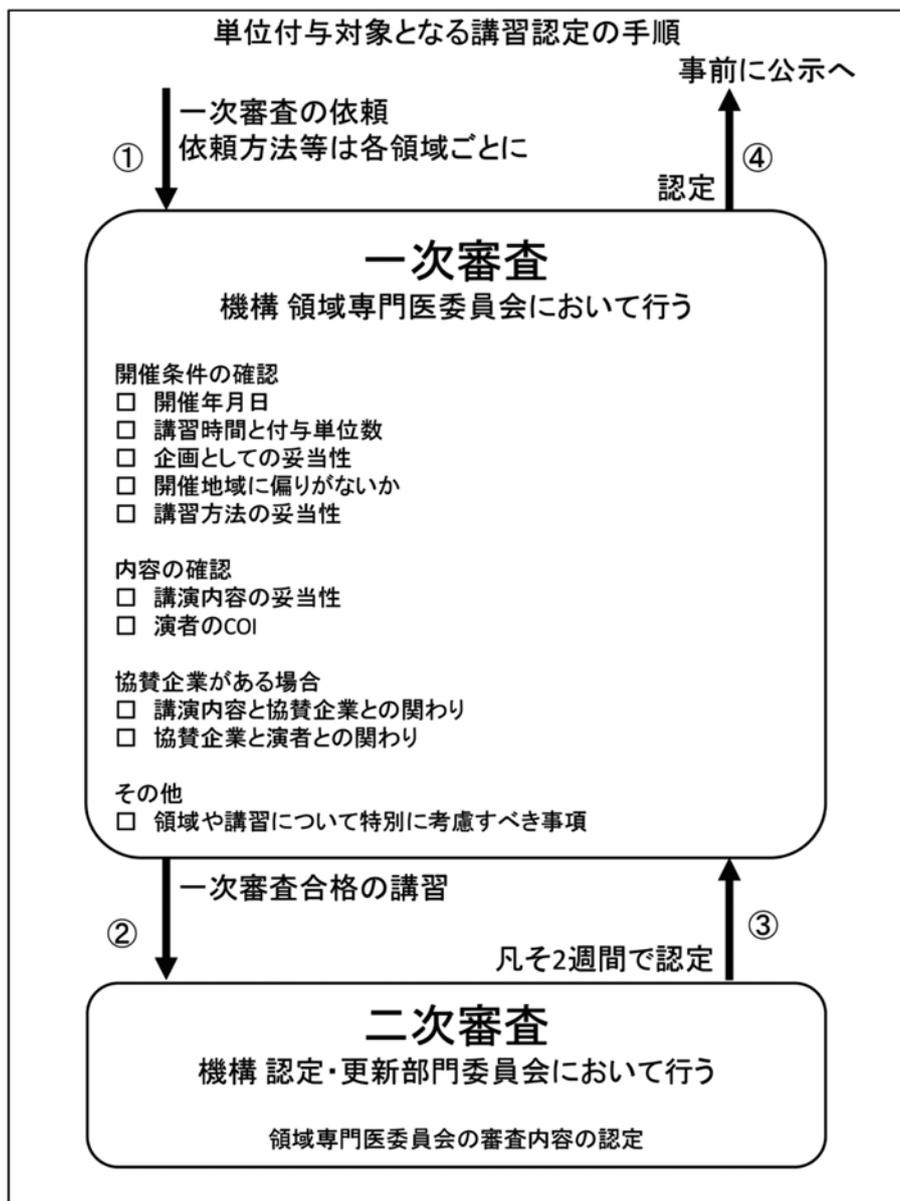
1) 現在の講習審査の流れ

- (1) 学会ホームページ掲載の講習申請書を用い、申請する開催の4ヵ月前までに「日本専門医機構領域専門医委員会気付日本形成外科学会事務局」に申請をして下さい
- (2) 締切までに学会に届いたものを形成外科領域専門医委員会（学会）にて審査（1次審査）
1次審査：15日締切 月末最終営業日締切/月2回
- (3) 日本専門医機構にて審査（2次審査）→審査には2週間以上かかります
- (4) 承認後、承認通知とあわせて、講習開催審査登録料30,000円の請求書を送付
- (5) 納入確認後、学会ホームページに開催を掲載及び受講証原本の発行

- ・講習は1時間以上
 - ・講師2名以内（2名の場合においては、メインテーマは同一内容であることが必須）
 - ・形成外科領域講習は形成外科専門医を更新するものにとって有用と思われる講習で、企業色が強いタイトル、個人の私見に基づく内容であると想起してしまうようなタイトル（例「私の担当した顔面神経麻痺30年のあゆみ」）は承認されない可能性が高くなっています。
 - ・「関連学会・研究会」は日本形成外科学会専門医生涯教育委員会に承認された学会に限ります。
 - ・日本形成外科学会総会・学術集会において、1日に取得可能な単位数は、専門医共通講習と形成外科領域講習を合算し6単位以内、他の関連学会は4単位以内、また2日間以上開催する学会では、通算取得は12単位以内、他の関連学会8単位以内までとします。
- ※原則的には後述の日本専門医機構の運営規則に準ずることになります。

2) 今後の講習運営について

2017年1月1日以降開催の学術集会・研究会においては、日本専門医機構の申し込み手順に従って申請をする必要があります。



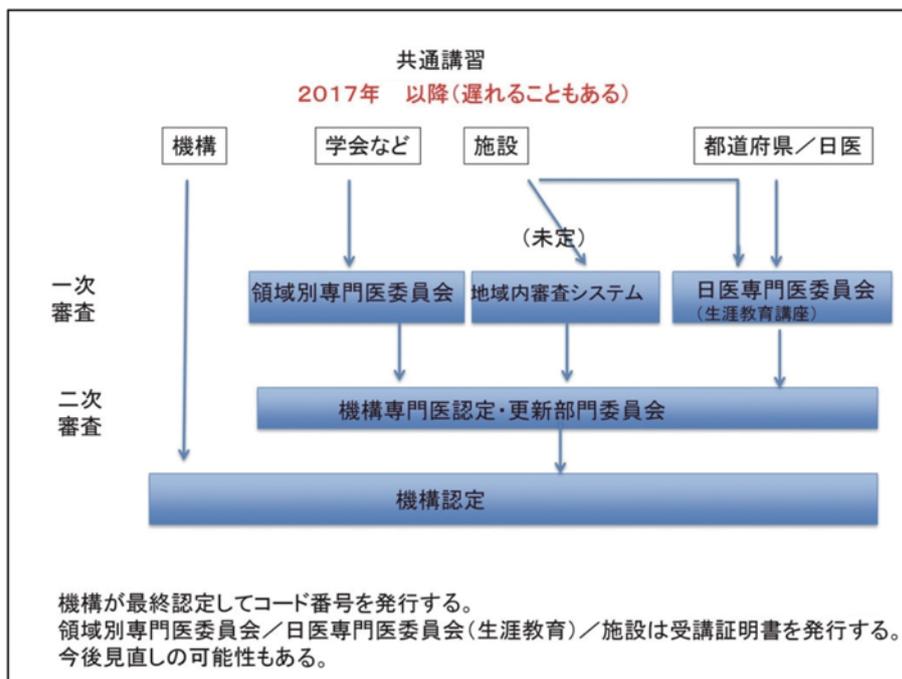
**機構認定講習のとりまとめと講習の種類
(2017年 以降)**

主な講習会の主催	とりまとめの団体	共通講習	領域別講習
学会その他の認定講習会	基本領域学会	○	○
医師会主催講演会	都道府県/日本医師会	○	○
専門医機構	専門医機構	○	
医療機関主催講習会	医師会専門医委員会 (地域内審査システム)	○	

(1) 専門医共通講習

専門医共通講習は現在、①学会主催のもので単位として承認されているもの、②専門研修施設群のいずれかの施設が開催するもの、③都道府県・日本医師会（生涯教育）が承認したものと規定されております。1回の講習は1時間以上とし、1時間の講習をもって1単位と算定しています。e-learningについても、受講を証明できるならば単位として認められます。なお、営利団体が主催または共催するセミナーは原則としてこれに含めないことになっております（但し、領域専門医委員会で審議し、機構によって認められたものはこの限りではありません）。

今後は、下記の通り、①機構主催、②学会主催、③施設主催、④都道府県・日本医師会（生涯教育）主催すべてに機構の承認が必要になります。各施設などで行われる共通講習の一次審査は、当面都道府県医師会を窓口として実施していただくことを考えているようです。

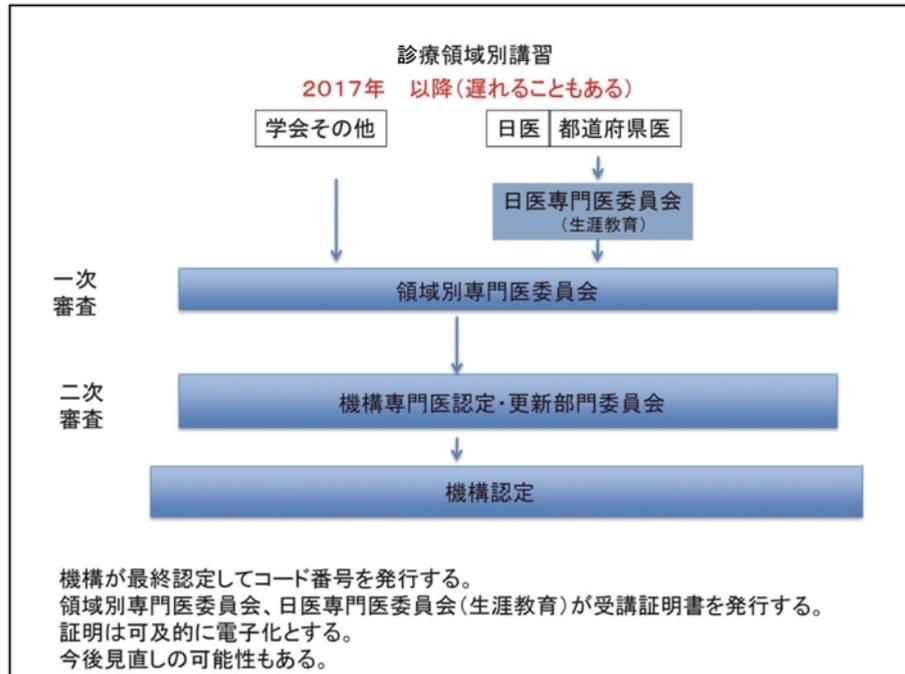


【2017年1月1日より】

- ・原則1講師・1演題・連続した1時間。特例として、連続した30分2演題で1単位、連続した40分3演題で2単位を認める場合がある。但し同カテゴリーに限る。
 - ・講師資格は、①大学の助教以上、研修施設勤務の医長、部長、院長、②開業医においては上記職歴経験者、③他科の講師及び外国人講師は①及び②に準ずる者、④上記に該当しない講師は略歴・サマリーに基づき審査した者とする。
 - ・営利団体が主催するものは認めない。共催するものは原則としてこれに含めないが個別に領域専門医委員会の判断に委ねる。
 - ・日本形成外科学会総会・学術集会において、1日に取得可能な単位数は、専門医共通講習と形成外科領域講習を合算し6単位以内、他の関連学会は4単位以内、また2日間以上開催する学会では、通算取得は12単位以内、他の関連学会8単位以内までとする。
 - ・機構と学会のホームページに開催月の3ヵ月前の末日までに公示する。
- 例) 4月13日に開催する講習は1月31日までに公示の必要がある
→審査は1月1日より以前に承認審査を提出頂く必要がある

(2) 形成外科領域講習

現在、形成外科領域講習は、日本形成外科学会総会・学術集会、基礎学術集会、各地区の形成外科学会、形成外科 Subspecialty 学会等において開催されています。



概ね専門医共通講習と同様ですが、追加して、

【2017年1月1日より】

- ・シンポジウム・パネルは原則これを認めない。但し、機構認定講習特別プログラム* (演者指定) として領域専門医委員会が認める場合はその限りではない。なお、1時間以上でも取得単位は1単位。
- ・1講習受講で基本領域と Subspecialty 領域の単位とするときは、当面それぞれの領域の現行を踏襲する。
- ・グループワーク (シミュレーション, ハンズオン, Off-the-Job Training を含む) も講習会に含まれるが、以下の条件を満たすことが必要である。①目的と内容が明確に示され、適切な教育手法が行われている, ②形成外科指導医が開催と指導に関与している, ③教授内容が適宜最新版に改訂されている, ④全国的・継続的に開催している実績がある, ⑤学会での認定手続きを得ている, ⑥1時間1単位, 半日以上で4単位まで。

*機構認定講習特別プログラム

シンポジウム, ワークショップの聴講を単位として認定したい場合, 以下の条件を満たすものとします。

- ①内容はテーマを1つに統一し, 講演者の中に必ず形成外科のエキスパートを加え, 総括させる。例えば3名の講演者による場合, そのうち1名は形成外科のエキスパートとし, 他の2名の講演内容を包括する総括的講演を含むものとする (イメージ1名25分×2+10分総括)
- ②プログラムの時間は, 全体を1時間程度にまとめる。
- ③上記を領域別講習特別プログラムとし, 機構の審査を受けた後, 機構単位認定の対象であることが分かるように記載する。